

茅ヶ崎市立室田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

(2) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めるよう指導するとともに、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成など教育活動全般を通じていじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、教職員個人が孤立したり情報を抱え込んだりしないよう、学校全体で組織的に、いじめの防止と早期発見に取り組めます。また、いじめが疑われる場合には適切かつ迅速にこれに対処し、継続的な指導を続け再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- 児童の豊かな情操と道徳心や規範意識を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童活動に対する支援を行います。
- 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とのかかわる時間を多くするように努めます。
- 特に配慮が必要な児童については、保護者と連携して、適切な支援を行うとともに、周囲の児童・生徒に対しても必要な指導を行います。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - * 児童対象いじめアンケート調査 年2回（6月、11月）
 - * アンケート調査を踏まえた児童との教育相談 年2回（7月、12月）
- 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制を整備します。
 - * スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用。
 - * 心の教育相談室等のいじめ相談窓口の設置。
 - * 学級担任や他の教職員との教育相談を必要に応じて随時行う。
 - * 相談や通報のあった事案は、「いじめ防止対策推進委員会」を通して情報共有に努める。

* 教員が日頃から児童の表情や態度の変化を見逃さず、

その時々適切な対応が取れるように、研修を年間計画に位置付けて実施し、

いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- いじめを受けている疑いがある場合は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を適切かつ迅速に行います。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、解消している状態と判断した場合もいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し措置を講じます。
- すべての児童がいじめは許さないという雰囲気醸成されるように指導するとともに、いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報に関係する保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- いじめに係る状況や対策について、学校評議員などを通じて地域への情報提供を進めます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」を設置し、年4回開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を随時開催します。

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の構成

管理職、教育相談コーディネーター、養護教諭

* 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、

校長が任命する。

(2) 活動内容

- いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針及び年間計画作成・実行・検証・修正
- いじめに関する相談・通報への対応
- いじめの判断と情報収集
- いじめ事案への対応検討・決定
- いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて教育長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急いじめ対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1) 「緊急いじめ対策委員会」の構成

管理職、教育相談コーディネーター、学年代表、養護教諭、

(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

* 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。

* 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、
当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 活動内容

- 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、
- 適時・適切な方法での提供・説明
- 茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- 調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を、学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

改定 令和3年4月